

研究費等の取扱いに関する規則

平成 30 年 1 月 19 日

(目的)

第 1 条 この規則は、株式会社ホリエイ（以下「弊社」という。）における研究費等の取扱いに関し必要な事項を定め、もって、研究費等の適正な運営及び管理（以下「運営・管理」という。）を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 研究費等の運営・管理については、関係法令及びこれらに基づく特別の定めによるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規則において「研究費等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 文部科学省の競争的資金
- (2) 文部科学省が所管する独立行政法人の競争的資金
- (3) 文部科学省の公募型の研究資金
- (4) 文部科学省が所管する独立行政法人の公募型の研究資金
- (5) 上記以外の機関等の競争的資金及び公募型の研究資金
- (6) その他弊社の資金

2 この規則において「部局等」とは、漁業部、総合建築部、総務部及び事務局をいう。

3 この規則において「部局等の長」とは、前項の部局等の長をいう。

4 この規則において「職員」とは、弊社に雇用されるすべての者をいう。

5 この規則において「不正使用」とは、法令その他弊社の規則等に反した不適正な研究費等の使用をいう。

6 この規則において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、職員に対し、研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

(最高管理責任者)

第 4 条 弊社に、弊社全体を統括し、研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表取締役をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を社内に周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第 6 条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第 5 条 弊社に、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について弊社全体を統

括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、役員をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、弊社全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 各部局等における研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、部局等の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。

(2) 不正使用の防止を図るため、部局等内の職員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 部局等内の職員が適切に研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、部局等において適当と判断する場合は、前項第2号の業務を補助させるため、複数のコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(職名の公開)

第7条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者(以下「各責任者」という。)を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(職員の責務)

第8条 弊社の職員は、「株式会社ホリエイにおける研究費等の使用に関する行動規範」(以下「行動規範」という。)を遵守しなければならない。

2 職員は、自らのどのような行為が不正に当たるのかを正しく理解するため、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

3 コンプライアンス教育の実施に関し必要な事項は、別に定める。

4 職員は、コンプライアンス教育の受講機会等に第1項に定める行動規範を遵守することを約するため、誓約書(別紙様式)を代表取締役提出するものとする。ただし、代表取締役が、誓約書の提出を不要と認める者は除く。

5 前号に定める誓約書の提出は、次の場合の必須要件とする。

(1) 研究費等を申請しようとする場合

(2) 研究費等の運営・管理に関わる場合

(ルールの特異化・統一化)

第9条 統括管理責任者は、弊社における研究費等に係る事務処理手続きについて、明確

かつ統一的な運営・管理を図るため、別途取扱要領を定め、社内に周知しなければならない。

(事務処理手続き等に関する相談窓口)

第10条 前条に規定する事務処理手続き及び研究費等の使用に関し、社内外からの相談に対応するため、相談窓口を置く。

2 相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(不正使用に関する告発窓口)

第11条 研究費等の不正使用(不正の疑いがあるものも含む。)に関する社内外からの告発及び情報提供を受け付けるため告発窓口を置く。

2 告発窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(不正防止計画推進部署)

第12条 弊社の研究費等を運営・管理するため、不正防止計画の推進を担当する部署として、最高管理責任者の下に不正防止計画推進室を置く。

2 不正防止計画推進室は、研究費等を運営・管理するため、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し実施することを目的とする。

3 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 代表取締役が指名する職員 若干名

4 不正防止計画推進室に室長を置き、役員(研究、産学・社会連携担当)をもって充てる。

5 不正防止計画推進室は、不正防止計画の推進に当たり、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 不正防止計画の企画・立案に関すること。

(2) 不正防止計画の実施状況の把握及び検証に関すること。

(3) 関係部局と協力し、不正の発生要因に対する改善策を講ずること。

(4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項

6 不正防止計画推進室の事務は、本社総務部において処理する。

(不正防止計画の実施・報告)

第13条 不正防止計画推進室長(以下「室長」という。)は、不正防止計画を策定したときは、最高管理責任者に報告するとともに、コンプライアンス推進責任者に通知するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画に基づき不正使用の防止に努めなければならない。

3 室長は、不正防止計画の検証を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(検収確認業務窓口)

第14条 弊社における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、事務局

に検収室を置く。

2 検収室に関し必要な事項は、別に定める。

(取引業者との癒着防止)

第15条 取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて取引業者に対し誓約書を求めるなど、癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(不正使用への対応)

第16条 弊社において、研究費等の不正使用があった場合又は不正使用が懸念される事案が生じた場合の取扱いについては、就業規則の定めるところによる。

(不正使用により配分機関から経費の削減を受けた場合の対応)

第17条 配分機関が不正を確認し、間接経費の削減措置を行った場合、最高管理責任者は不正が発生した部局等に対し、必要な措置を講じるとともに、不正に関与していない部局等や職員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、措置を講ずるものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年1月19日から施行し適用する。